

2013 年 1 月 18 日

欧州財務報告諮問グループ 御中

ディスカッション・ペーパー「注記に対する開示フレームワークに向けて」
に対するコメント

我々は、ディスカッション・ペーパー「注記に対する開示フレームワークに向けて」（以下、「本ディスカッション・ペーパー」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

我々は、財務諸表注記の改善に向けた欧州財務報告諮問グループ（以下、「EFRAG」という。）の努力に感謝する。我々は、注記の量の増大により情報の質が低下している可能性があるという見解に同意しており、開示フレームワークの開発を支持している。適切な開示フレームワークに基づいた基準設定によって、利用者が目的適合性がある情報を発見及び理解できるようになると考えている。

我々の主なコメントの要約は、以下の通りである。

財務諸表注記の範囲

本ディスカッション・ペーパーは具体的な利用者のニーズを基礎として、財務諸表注記の範囲を検討するアプローチを提案しているが、我々は、関連する取引や事象の時期と完全な描写の記述（概念フレームワーク QC13）を基礎として、財務諸表注記の範囲を決定することを提案する。我々の提案の詳細は質問 3.2 への回答及び付録 B に記述する。

重要性

我々は、本ディスカッション・ペーパーが注記の局面における重要性の適用に注意を払っていることを支持する。

IAS 第 1 号第 31 項は、情報に重要性がない場合には、企業は IFRS で要求されている具体的な開示を提供する必要はないとしているが、実務上はその判断が必ずしも適切になされていない。重要性の適用に関するガイダンスを開発することは、現行の実務を改善するのに有効であると考えます。

しかしながら、提案されているガイダンスは現状の課題に対応するためには必ずしも十分とは言えないと考えており、定性的及び定量的な事例を含めた、より実務的なガイダンスの開発に向けたさらなる検討を期待する。

コストとベネフィットの考慮

コストとベネフィットの考慮について、他の主要原則全体に関連する主要原則として独立した区分を設けるべきと考える。

監査可能性

本ディスカッション・ペーパーは監査可能性の課題を取り扱っていないが、最終的な開示フレームワークは財務諸表注記の監査可能性に関する検討を含むべきと考える。利用者は財務諸表に含まれる監査済みの情報は信頼性が高いと考えているため、開示要求の開発を行う際には、財務諸表注記が監査可能かを考慮する必要がある。

このレターに添付された付録 A は回答者のための質問への回答であり、付録 B は財務諸表注記の範囲に関する我々の見解を示している。

我々のコメントが、EFRAG における今後の審議に貢献することを期待する。

西川 郁生

企業会計基準委員会 委員長

付録 A 関係者への質問への回答

質問 1.1

これらの主要原則に同意するか。同意しない場合、どのような代替的な原則を提案するか。

我々は、提案されているいくつかの主要原則を修正すべきと考えている。また、いくつかの原則を主要原則に追加することを提案する。

- 注記の目的及び内容

我々は、主要原則の第 3 項に記述されているリスク情報及び代替的な測定について、第 2 項の原則と組み合わせるべきである。

将来に関する情報、リスク情報及び代替的な測定は、財務諸表注記の範囲の境界に存在するため、それぞれ同程度に重要である。第 2 項において過去の取引及びその他の事象に関連しない将来に関する情報は財務諸表注記に入らないと明記しているが、リスク情報及び代替的な測定は第 3 項において補完として取り扱われている。第 2 項と第 3 項を組み合わせることにより、主要原則の体系を再考することを推奨する。

- 開示要求の設定

主要原則の第 8 項の表現を「開示要求は、企業固有の状況に適した開示を可能にするように、より低いレベルの詳細さで記述すべきである。」といった記述に置き換えることを提案する。

我々は質問 3.4 への回答の通り、我々は、詳細さをより低いレベルで設定して詳細な要求事項を設定するのが望ましいと考えている。この見解に基づいた場合、「原則ベース」という表現は適切でないと考える。

- コストとベネフィットの考慮

提案されている主要原則は、第 9 項においてコストとベネフィットのトレードオフに関する記述を含めている。この課題については、そこに含めるのではなく、他の主要原則全体に関連するものとして独立した区分を設けるべきと考える。

なお、「コストとベネフィットのトレードオフを満たす」という表現ではなく、「ベネフィットがコストを上回る」という表現に置き換えるのが望ましいと考える。

- 監査可能性

本ディスカッション・ペーパーは監査可能性の課題を取り扱っていないが、最終的な開示フレームワークは財務諸表注記の監査可能性に関する検討を含むべきと考える。利用者は財務諸表に含まれる監査済みの情報は信頼性が高いと考えているため、開示要求の開発を行う際には、財務諸表注記が監査可能かを考慮する必要がある。

質問 1.2

これらは、2 つの主要な改善の領域であることに合意するか。

我々の見解では、主要な課題は、開示の過多ではなく、目的適合的でない情報が含まれ

ている結果として開示の分量が適切でないことである。

適切な開示フレームワークに基づいて開示した場合、目的適合性のある情報のすべて、かつ、そのみが開示されるため、全体として適切な分量の開示が達成されると期待する。

質問 2.1

注記の目的を定義する必要性があると思うか。思わない場合、理由を示していただきたい。

注記の目的の定義は、財務諸表注記の範囲の決定においてベンチマークを提供するため、注記の目的を定義する必要性があることに同意する。

質問 2.2

提案されている注記の目的の定義は、注記に含めるべき目的適合性のある情報を識別する際に有用であるか。有用でない場合、どのような修正を提案する。

提案されている定義は、注記の目的の定義と範囲に関する定義の両方を含んでいるように見受けられる。注記の目的と範囲に分けて定義すべきと考える。

概念フレームワーク OB3 は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としているとしている。ここで、主要財務諸表だけでは十分な情報を提供することができない可能性があるため、注記によって主要財務諸表を補強し説明することが必要となる。

従って、注記の目的を「主要財務諸表を補強及び説明して、企業への将来の正味キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つ情報を提供すること」と定義することを提案する。

注記の範囲には、主要財務諸表に表示されている項目、及び報告日現在で存在している未認識の取決め、企業に対する請求権及び企業の権利に関する記述だけでなく、本ディスカッション・ペーパーの第 3 章で議論されているリスク情報や代替的な測定も含むべきである。また、我々は、修正を要しない後発事象は、財務諸表注記に含まれると考えている。これらの要素を組み合わせ、注記の範囲の定義を設定すべきである。

質問 3.1

- (a) このアプローチの記述は、理解可能となるのに十分なほど明確か。そうでない場合、どのような点が明確でないか。
- (b) このアプローチを支持しない場合、どのような代替案を提案するか。また、その理由は何か。
- (c) 「報告企業全体に関する情報」に関するカテゴリーを含めるべきだと考えるか。その場合、その理由は何か。

本ディスカッション・ペーパーは、概念フレームワークから導き出された具体的な利用者のニーズを基礎として、財務諸表注記の範囲を検討するアプローチを提案している。しかしながら、我々の見解では、具体的な利用者のニーズが、概念フレームワークからどの

ように導き出されたかに関する論拠付けが十分ではない。

我々は、関連する取引や事象の時期と完全な描写の記述（概念フレームワーク QC13）を基礎として、表示科目に関する財務諸表注記の範囲を決定することを提案する。我々の提案の詳細は質問 3.2 への回答において記述する。

また、「報告企業全体に関する情報」に関するカテゴリーを含めるべきである。これは、連結グループの全般的な状況、重要な企業結合などの情報は、特定の表示科目に関する情報とは異なる階層の情報であり、別に分けて取り扱うべきと考えるためである。

質問 3.2

第 3 章で提案している利用者のニーズ及び指標は、目的適合性のある情報の識別に役立つか。そうでない場合、これをどのように修正することを提案するか、又は、注記に含まれる目的適合性のある情報を識別する何か別の基礎を提案するか。

上記の通り、我々は、利用者のニーズではなく、関連する取引や事象の時期と完全な描写の記述（概念フレームワーク QC13）を基礎として表示科目に関する財務諸表注記の範囲を決定することを提案する。

なお、我々は、どのような性質の項目が財務諸表注記に含まれるかに焦点を当てている。開示要求の開発を行う際には、ベネフィットがコストを上回るかどうか、またそのような開示が監査可能かを考慮する必要がある。そのため、我々が以下で分析したすべての項目が、最終的に開示され、財務諸表注記に含まれることを意図していない。

我々は、付録 B に記述の通りにカテゴリー分けをして表示科目に関する財務諸表注記の範囲を考えている。各カテゴリーに関する我々の見解の要約は、以下の通りである。

● カテゴリーA

- カテゴリーA は、期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連して、見積り¹以外により測定され財務諸表本体で認識されている項目に係る開示である。
- カテゴリーA の項目については、定量情報及び定性情報が財務諸表注記に含まれる。定量情報の例には、科目明細、満期分析、期首残高と期末残高の調整表、セグメント情報などの分解情報が挙げられる。定性情報には、内容の記述、数値的描写が何を表しているかに関する記述、当該項目の特質及び内容に関する重要な事実、数値的描写の決定に使用したプロセス、当該項目の特質及び内容に影響を与える可能性がある要因及び状況に関する説明が含まれる。
- 原則として、リスクに関連する対応計画や戦略の記述を財務諸表注記に含めるのは適切でない。経営者の偏向を反映した記述を含むことがあり、そのような情報は忠実に表現できず、検証できない可能性があるためである。例えば、過度に楽観的なシナリオを記述したり、また過度に悲観的なシナリオを記述したりすることがある。このような情報は、通常、MD&A などの財務諸表外で報告される。

¹ 本コメントレターにおいて「見積り」という用語には、公正価値に関する見積りが含まれる。

- カテゴリーA の項目に関連する感応度分析やプロフォーマ情報といった財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報は、原則として財務諸表注記に含まれない。多くの場合、事実関係に関する説明で十分な情報を提供できると考えられるためである。
- カテゴリーB
 - カテゴリーB は、期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連して、見積りにより測定され財務諸表本体で認識されている項目に係る開示である。
 - 見積りの不確実性が高いカテゴリーB の項目については、原則として、感応度分析やプロフォーマ情報といった財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報が財務諸表注記に含まれる。見積りの不確実性が高い場合、事実に関する説明的記述だけでは、キャッシュ・フローの見通しの評価に十分な情報を提供できない懸念があるためである。
 - 財務諸表注記の範囲は、上記の項目を除いてカテゴリーA と同じである。
- カテゴリーC
 - カテゴリーC は、期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連しているが、財務諸表本体で認識されていない項目に係る開示である。このカテゴリーの例としては、期末日に存在しているが財務諸表本体に認識されていない偶発事象が挙げられる。
 - カテゴリーC の項目に関する財務諸表注記の範囲は、カテゴリーA と同じである。しかしながら、カテゴリーA の項目と比較した場合、通常、求められる開示の分量及び詳細さは少ない。例えば、定量情報として開示されるのは科目明細のみであり、それ以上の開示が求められないことがある。
- カテゴリーD
 - カテゴリーD は、期末日までに発生していない取引、事象及び状況に関連しており、財務諸表本体に認識されていない修正を要しない後発事象に該当する開示である。
 - カテゴリーD の項目については、定量情報及び定性情報が開示されるが、定性情報としては、内容の記述のみが含まれる。
 - 我々は、原則として期末日における財政状態及び表示されている会計期間の財務業績に関する情報だけが財務諸表注記に含まれると考えている。しかし、修正を要しない後発事象の開示は、例外的に財務諸表注記に含まれる。これは、次年度の財務諸表に先行して修正を要しない後発事象を開示することは、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つためである。この目的を達成するためには、定量情報と内容の記述のみを開示すれば十分である。
- カテゴリーE
 - カテゴリーE は、期末日までに発生していない取引、事象及び状況に関連しており、

財務諸表本体に認識されていない修正を要しない後発事象以外の項目に関する開示である。

- このカテゴリーの項目には、期末日では存在していないが将来的に存在する可能性のあるリスクに関する情報が含まれる。
- このカテゴリーの項目は、財務諸表注記には含まれず、原則として MD&A などの財務諸表外で報告される。これは、期末日における財政状態及び表示されている会計期間の財務業績に関する情報ではなく、そのような情報は忠実に表現できず、検証できない可能性があるためである。

質問 3.3

リスク及び受託責任を本ディスカッション・ペーパーで扱っている方法に同意するか。同意しない場合、リスク及び受託責任方法は注記においてどのように提供すべきだと考えるか。

提案されているリスク情報の範囲は、財務諸表注記に含めるものとして適切と考える。

受託責任のみに関連する情報については、財務諸表注記には含まれないと考える。受託責任は、取締役及び監査委員会に関する情報などガバナンスとの関連が強く、そのような情報は財務情報外で報告されている。我々の見解では、受託責任のみに関連する情報についても財務諸表外で報告されるべきである。

質問 3.4

基準設定主体は、詳細な開示要求を各基準において求めるという実務を変更すべきだと思うか。その場合、議論されている代替的なアプローチのうちどれが、注記における情報の質を改善するのにあたりもっとも有効となると思うか。

(全般的なコメント)

経営者は、内部情報を自主的に開示して資本コストを下げようとする誘因があるため、基準設定主体が開示要求を設定しなくてもよいという見解がある。経営者が内部情報を秘匿した場合、利用者はその企業を保守的に評価する可能性が高い。そのような事態を回避するために、規制がなくても経営者は自発的に情報を開示し、資本市場が効率的に機能することが期待される。

しかし実際には、経営者は自分に不利な情報を十分に開示しない傾向があるため、強制的な開示要求が必要となる。

これらの要因を考えた場合、開示の範囲はどの程度の情報が強制的に開示されるべきかという見解に依存し、また、そのような見解は時代によって変化する。さらに、各国の規制当局による監督状況によっても変化する。国によっては作成者、利用者及び設定主体の議論だけでなく、規制当局も含めた議論が必要な場合がある。

(提案されているアプローチに関するコメント)

我々の見解では、5つの代替的なアプローチの中では、スペクトルの右端の詳細な要求事項が最も適切である。このアプローチにおいて、詳細さをより低いレベルで設定することが重要である。

現状、企業経営上は必要とされないところまで分解情報を要求していることがある。この課題に対応するためには、開示要求の文言をより規範性が低いものとするアプローチが機能し、その結果、効率的かつ効果的な開示が期待できる。

さらに、このアプローチと、質問 3.5 に対するコメントに記述した差別化した開示の仕組みを合わせて実施することを提案する。

質問 3.5

代替的な要求事項を設定することは適切だと思うか。

代替的な要求事項を設定することは適切と考える。

我々の見解では、必要とされる開示は会社の規模、関連する取引や事象の複雑性、企業の公的説明責任などの要因によって変わるため、**One size fits all** な基準は必ずしも適切でない。関連する取引や事象の複雑性に応じた 3 つ又はそれ以上の情報項目の階層を基準設定主体が設定し、報告企業がどのレベルに当てはまるか判断するのが、実務的であり受け入れやすいものとする。

また、期中財務諸表に関しては、国によって、期中財務報告の報告頻度が異なり、また、目的が異なる可能性がある。我々は、期中財務諸表における開示の範囲は期中財務報告の目的に照らして決定すべきであると考えており、期中財務報告の目的に合致するために、年次財務報告とは異なる要求事項の開発が必要と考える。

質問 4.1

開示フレームワークは、重要性の適用を、例えば、重要性がない情報は開示の理解可能性及び目的適合性を低下させる可能性があるとの記載を設けることにより、補強すべきだと思うか。

我々は、開示フレームワークが重要性の適用を補強することに同意する。

概念フレームワークにおいて重要性に関する記述があるが、開示フレームワークにおいて重要性の適用を強調することは意義があるとする。

その一方、記述を補強しただけでは十分でないとする。これは、利害関係者は重要性について概念的には理解しているにもかかわらず、実務において適切に運用できないことが多いためである。監査人や規制当局における共通理解を高めるための施策が重要と考える。

質問 4.2

開示フレームワークには、重要性を適用するためのガイダンスを含めるべきだと思うか。同意しない場合、その理由を示していただきたい。

我々は、開示フレームワークに重要性の適用に関するガイダンスを含めることに同意する。

重要性の判断は、関連する項目の性質又は大きさ、取り巻く状況に応じて変わるため、重要性の適用に関するガイダンスを開発するのは難しいと理解している。しかしながら、開示フレームワークにおけるガイダンスが、監査人や規制当局における共通理解を高めるために有効であると考ええる。

質問 4.3

アプローチの記述は、重要性の適用を改善するのに有用となるのに十分なほど明確であるか。そうでない場合、どのような点が明確でないか、又は、どのような代替案を提案するか。

我々は、提案されているガイダンスは、現状の課題に対応するためには不十分と考える。

第 4 章に記載されている表は、目的適合性のある情報の指標と重要性の指標との関係を示しているが、関連する項目が重要かどうかという記載に留まっている。第 4 章の第 25 項から第 41 項の具体例に記載されている内容も、実務で既に考慮されていることが多いように思われる。

定性的及び定量的な事例を含めた、より実務的なガイダンスの開発に向けたさらなる検討を期待する。

質問 5.1

提案されている伝達原則は、注記における開示の有効性を改善することになるか。どのような他の可能性を検討すべきか。

提案されている伝達原則が、全般的に開示の有効性を改善することに同意する。

特に、表及び相互参照の重要性を強調する。我が国における開示において歴史的に統一的な表形式が多く使われており、利用者から非常に有用と考えられている。相互参照は現在も使われているが、より広範に実施されるべきと考える。これは、関連する注記が別の場所に記述されている場合、利用者はその記述を見逃すことがあるためである。

質問 5.2

注記の構成方法に関する提案の中に、開示の有効性を改善するものはあるか。あなたが支持する開示を構成する別の方法はあるか。

我々は、もっとも重要性のある情報を最初に記載して優先度順に表示することに同意しない。

目的適合性に関して、経営者の見解に依拠した優先順位付けによる配列は、経営者が強調したい事項に過度に焦点が当たり、投資家をミスリードする懸念がある。また、企業間比較において、注記の順序が違うことにより、情報を探することが困難になる。

付録B 財務諸表注記の範囲

				開示例	期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連 (含む、関連する見積り)		期末日までに発生していない取引、事 象及び状況に関連	
					財務諸表本体に認識		財務諸表本体に認識されていない	
					見積り*1以外によ り測定される項目	見積り*1により測 定される項目	未認識項目	修正を要しない後 発事象
カテゴリー				A	B	C	D	E
事実関係 に基づく情報	定量	数値的描写	科目明細、満期分析、期首残高と 期末残高の調整表、セグメント情 報などの分解情報	○	○	○	○	×
	定性	内容の記述	取引の内容説明	○	○	○	○	×
		数値的描写が何を表しているかに 関する記述	重要な会計方針	○	○	○	×	×
		当該項目の特質及び内容に関する 重要な事実の説明	資産の使用に関する制約	○	○	○	×	×
		数値的描写の決定に使用したプロ セスの説明	測定方法、モデル、仮定、インプ ットの説明	○	○	○	×	×
		当該項目の特質及び内容に影響 を与える可能性がある要因及び状 況の説明	リスクへのエクスポージャー、測定 の不確実性の記述	○	○	○	×	×
		リスクに関連する対応計画や戦略 の記述	資金不足の懸念への対応計画	×	×	×	×	×
財務諸表本体に認識 した際に使用した方 法と異なる代替的な 方法を使用して作成し た情報	定量	数値的描写	プロフォーマ情報、感応度分析によ り算定された金額	×	○	×	×	×
定性	関連する説明的記述	プロフォーマ情報、感応度分析に おけるインプット、モデルの説明	×	○	×	×	×	

- 原則として含まれる
× 原則として含まれない

*1「見積り」という用語には、公正価値に関する見積りが含まれる。